

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成22年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成23年3月28日

長野県監査委員	浦野昭治
同	東方久男
同	柿沼美幸
同	下村恭

平成22年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	指 摘 事 項	措 置 状 況	課 所 名
収入事務 1件	1 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
	病床転換助成事業交付金について、平成21年7月31日までに国に対して交付申請すべきところ、この手続を怠ったため、国等の負担額17,013,000円（負担割合：22／27）の交付を受けることができず、県では平成21年度の収入とすることはできなかった。	指摘事項を厳粛に受け止め、今後はこのような事態を招かないよう、当室はもとより健康福祉部全体として、以下のとおり再発防止に取り組み、職員の服務規律の向上と適正な事務処理に努めています。 (1) 予算執行等に関する具体的な留意事項の職員への周知徹底 (2) 予算執行の適正化推進に関する研修の実施 (3) 補助事業等に関する執行状況管理表による進捗管理の徹底	健康長寿課 (介護支援室)
支出事務 1件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	県費で支払うべき経費を事務担当者が自費により支払っているものが平成19年度からあり、平成21年度は87件、1,131,297円あった。このうち一部の支払いについては、支払期限を経過してから行われているなど、当該支払に関して会計処理上、不適切な処理が行われていた。	管理監督者が、支出状況を的確に把握とともに、出納機関が支出過程を明確に確認できる書類を作成することで再発の防止に努めています。 具体的には需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の定期的な支払いについて、総務課長が支払項目ごとに支出経過を記録し、県費による支出を確認しています。また、出納機関の審査を受ける際、支払項目、支払日の確認ができるよう「支払調書」の添付を義務付けています。	飯田建設事務所

平成22年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指 導 事 項	処 理 状 況	課 所 名
収入事務 7件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの		
	(1) 県税の収入未済額において、自動車税や不動産取得税などに縮減努力が認められるが、個人県民税の収入未済額が増えたことにより総額が増加しているため、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	県税の未収金の縮減に向け、徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分の強化やインターネットを利用した差押財産の公売実施など、厳正・的確な滞納処分に取り組んでいます。 個人県民税については、従来からの併任徴収の取組に加え、地方税法第48条による直接徴収に本格的に取り組んでいます。また、昨年度に引き続き、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対する特別徴収の実施についての依頼を行うとともに、県入札参加資格における個人住民税の特別徴収実施の要件化についての検討を進めています。	税務課
	(2) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	収入未済の縮減については、以下の対策を講じています。 ア 共通して取り組んでいる内容 (7) 電話、通知による納入指導 (1) 職員による自宅訪問	こども・家庭課

	<p>(ウ) 原則口座振替による納入 (イ) 滞納整理状況表などによる管理 イ 児童福祉施設入所負担金 入所時、面接時等に納入義務者へ説明を徹底 ウ 児童扶養手当過払返納金 (ア) 現況届における確認や年金部署との連携等の徹底による発生抑制 (イ) 悪質滞納者に対する、県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施 エ 母子寡婦福祉資金貸付金 (ア) 貸付時、申請者及び保証人の所得確認、修学資金の貸付時は、児童への償還指導も徹底 (イ) 連帯債務者、連帯保証人へも償還開始3か月前の通知の送付等納入指導の徹底 (ウ) 滞納の早期段階での滞納者や保証人に対する償還指導方法のマニュアル化 (イ) 収入目標額の設定（前年同月比+8%） (オ) 県外滞納者へも戸別訪問を実施 (カ) 悪質滞納者に対する県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施 (キ) 長期化している債権は、債務者（連帯保証人や連帯債務者含む。）の状況を整理し、効率的な滞納整理を実施し、支払能力のない者については、納付の可否を判断し不納欠損を進める。</p>	
(3) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。	<p>不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金について、原因者に連帯債務として全額求償しており、電話等による督促や個別訪問などにより未収金の解消に努めています。 引き続き、「捨て得は許さない」という観点から、より強い姿勢で繰り返し督促を行うなど、全額返済に向け粘り強く取り組んでいきます。</p>	廃棄物監視指導課
(4) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。	<p>収入未済額の9割以上を占める中小企業高度化資金貸付金の処理を優先的に進めしており、平成19年度からは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザリー制度」を活用することにより、債権回収の専門家であるサービスに延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。 さらに、平成20年度からは、未収金の処理を一層迅速・効率的に進めるため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により、当該サービスに債権回収業務を委託しており、平成21年度には4,490,834円を回収しました。 また、平成21年度には、債権調査及び債権回収の結果、回収が困難な延滞債権について、不納欠損処分を行いました。 収入未済額が比較的小ない中小企業設備近代化資金貸付金については、サービスによる中小企業高度化資金貸付金の債権管理・回収の実務、助言等を通じてノウハウ・知識の習得を図りながら、職員による債権調査・回収を引き続き進めてまいります。 中小企業設備近代化資金貸付金についても、債権調査等の結果、回収が困難な延滞債権については、不納欠損処分を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。</p>	経営支援課
(5) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。 また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）においても、現年度分に収入未済の縮減努力が認められるが、一層の努力を要する。	<p>県営住宅使用料等の収入未済の縮減を図るため、地方事務所や管理代行者である住宅供給公社に対するヒアリングや課長会議及び全県の監理員を対象とした県営住宅監理員会議の開催により、組織全体として計画的に取り組むよう徹底するとともに、効果的な徴収事例等について情報共有を図りました。</p>	住宅課

		<p>また、管理戸数の約77%を占める上小、諏訪、松本及び長野地区については、目標収納率の達成状況に応じて管理代行者に対する委託料の一部を増減させるインセンティブの導入により、徴収強化を図っています。</p> <p>さらに、退去者の滞納家賃の一部の収納業務を専門業者へ委託し、家賃徴収強化を図っています。</p> <p>今後も滞納が一定月数又は金額に達した誠意のない悪質な者に対して、明渡訴訟の提起及び強制執行の申立て等の法的措置を取るとともに、収入超過者で滞納がある者に対しては、より厳格に明渡請求することを検討します。</p> <p>また、損害賠償金は退去者に係わるものが大半を占めるため、退去後の所在調査等を行い回収に努めるとともに、徴収不能と認められる場合は不能欠損処分を行うなど適正な管理を行います。</p>	
	(6) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>未収金の縮減に向けては、文書や電話による催告のほか、戸別訪問して直接納入を求めるなど、引き続き、粘り強く折衝を続けることに加え、特に、誠意が認められない滞納事案については、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行うなど、厳正に対応しております。</p> <p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金及び通信制課程修学奨励金貸付金につきましては、奨学金管理システムによる債権の管理を行い、効率的な滞納事案への対応に努めております。</p> <p>地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金につきましては、文書及び電話による納入督促を行うとともに、免除制度の周知を図って、債権の縮減を進めております。</p>	高校教育課
2 使用料の算定を誤っていたもの			
	県営住宅敷地に年度の途中で新設された電柱支線の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定において、月割り計算により算定すべきところ、誤って日割り計算により算定したため、89円少なく徴収していた。	指導いただいた事項について、今後適正に処理するよう努めます。	北安曇地方事務所 (商工観光建築課)
契約事務 12件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		
	「平成21年度橋梁詳細設計成果の照査業務委託」(予定価格2,992,500円)について、歩掛の適用を誤っていたほか、計上すべき項目を計上していないなど、予定価格の基礎となる積算が適切でなかった。	委託設計審査チェックリストを見直すとともに、改めて関係歩掛等を整理し、再発防止について所内での徹底を図りました。	北信建設事務所
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 隨意契約により実施した「食品検査室空調設備設置工事」(予定価格1,000,650円)に係る請負人選定において、地域要件を「管内知事免許管工事専門業者」としたにもかかわらず管内業者4者に管外業者1者を加え、その管外業者と契約を締結していた。	チェック体制を十分機能させることにより、今後このようなことがないよう、適正な事務処理に努めています。	松本保健福祉事務所
	(2) 一般競争入札により実施した「エレベーター保守点検業務委託」(予定価格1,852,000円)について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。	今後このようなことのないよう職員に周知しました。	総合リハビリテーションセンター
	(3) 隨意契約により実施した「N C 旋盤・マシニングセンタ保守点検業務委託」(予定価格420,000円)及び「産業廃棄物処理委託」(予定価格649,950円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	長野県建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、適正な事務処理を行います。	伊那技術専門校
	(4) 隨意契約により実施した「農業試験場本館屋上防水改修工事実施設計業務」(予定価	建設工事等に係る委託契約の業者の選定に当たっては、長野県建設工事請負人等選定委員会	農業試験場

	格661,500円)ほか3件の工事に関する委託契約について、請負人選定調書を作成していなかった。	要領に基づき、適切な事務処理をするよう改善しました。	
	(5) 須坂青年の家において随意契約により実施した「浄化槽保守点検業務委託」(予定価格768,600円)について、請負人選定調書を作成していなかった。	平成22年度から、須坂青年の家の管理は指定管理者において行われていますが、県が直接執行する工事事務については、長野県教育委員会建設工事請負人等選定委員会要領に従い、調書を作成しています。	文化財・生涯学習課 (須坂青年の家)
3 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの			
	(1) 一般競争入札により実施すべき「水難救助訓練施設プールサイド補修工事」(予定価格13,860,000円)及び「水難救助訓練施設ろ過装置補修工事」(予定価格13,440,000円)について、特別な理由もなく指名競争入札により実施していた。	関係法令を遵守して慎重かつ厳正に事務処理を行うことを徹底するとともに、改めてチェック体制の強化を図りました。	消防学校
	(2) 随意契約により実施した「平成21年度広域河川改修に伴う小規模修正業務委託」(予定価格892,500円)ほか2件について、見積書を徴取するに当たり、技術者の人工数を明示しないで行うべきところ、これを明示し実施していた。	職員に対し、平成20年12月8日付け20建政技第263号通知に基づく適正な執行を文書で周知徹底しました。 また、積算ミスの防止の徹底を図るため、小規模修正業務委託に係る設計書審査をダブルチェックに改め、審査体制を強化しました。	諒訪建設事務所
4 その他契約に関する事務処理が適切でないもの			
	(1) 「平成20年度県営林道開設事業」(契約金額38,871,000円)は、新たに幅4.0mの林道を開設する工事である。本工事において、林道開設に伴い生じる切土法面の浸食防止のため、設計変更により簡易法枠工を施工しているが、その際の法面清掃に関する歩掛の適用を誤っており、変更契約金額算定の基礎となる積算が適切でなかった。	今回の指導を受けた背景は、変更設計時に設計内容をチェックする体制が不十分であったことから、今後は変更時においても、チェックリストを用いて複数の職員による体制を整備し、設計書の監査・審査を適切に行うこととしました。	下伊那地方事務所 (林務課)
	(2) 一般競争入札により実施した「県営住宅ねざめ団地エレベーター保守点検業務委託」(契約金額541,800円)について、落札決定の日から5日以内に契約を締結していなかった。	長期継続契約に関する質疑応答について(平成19年3月1日付け18会第85号)により、落札決定の日から5日以内に契約を締結するように改善します。	木曽地方事務所 (商工観光建築課)
	(3) 随意契約により実施した「県営住宅福島団地ほか消防用設備等点検業務委託」(契約金額354,900円)は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。 この際、請負人選定した5者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの、あと4者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。	財務規則(昭和42年1月30日規則第2号)第136条の2の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴するように改善します。	
	(4) 随意契約により実施した「電気保安業務委託」(契約金額118,440円)は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。 この際、2者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの、もう1者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。	今後は、財務規則第136条の2の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴することとします。	野菜花き試験場
支出事務 6件	1 旅費の返納又は追給を要するもの		
	登山する生徒を引率した教諭2名に係る下山後の入浴代金合計1,900円(4回分)について、旅行雑費又は宿泊費から支出していた。	指導のあった入浴代金合計1,900円(4回分)については、戻入手続を行い、平成22年12月2日に納付を確認しました。	塩尻志学館高等学校
2 支出科目が適切でないもの			

	(1) 信濃学園において指名競争入札により実施した「南寮プレイスペース改修工事」(契約金額2,604,000円)について、需用費(修繕料)から支出していた。サッシの取替え等によって位置形状の変更を伴う工事であるため「工事請負費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	指導に従い、今後は、適切な支出科目で予算を編成、執行します。 指導事項の工事は、経年劣化と不特定多数の障害のある利用者が生活することに伴う破損により修理を要したものであり、建築当初の現状機能に復元した工事です。工事に要したサッシは25年が経過していることから、現在製造されていないため、現状に一番適した販売中の材料を使用しました。現状回復で機能は向上したものなく、位置形状の変更が伴わないものと判断し、地方自治法施行規則別記「歳出予算に係る節の区分」と「歳出予算の節の区分について」通知に沿って執行したものです。 今後は、指導を受けないよう予算配当主管課と協議し執行します。	障害者支援課 信濃学園
	(2) 波田学院において一般競争入札により実施した「女子寮配管工事」(契約金額2,509,500円)について、需用費(修繕料)から支出していた。浴室配管の取替えによって位置形状の変更を伴う工事であるため「工事請負費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	適切な支出科目で執行するため、予算編成の段階で、工事または修繕の内容を的確に把握するとともに適切な科目で予算を計上します。 今後は予算配当主管課と協議して、適切な支出科目で予算執行します。	こども・家庭課 波田学院
	(3) 県立長野図書館において随意契約により実施した「電話交換機設備管理業務委託」(契約金額315,876円)について、委託料から支出していた。メンテナンスを含めた電話交換機設備一式のリース契約のため「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	平成23年度当初予算要求において、支出科目(節)を「使用料及び賃借料」に変更しました。 平成23年度の歳出予算を「使用料及び賃借料」で要望を出しました。 その後、予算の確保ができる見通しとなりましたので、相手方とリース契約の案文を詰めました。 相手方と契約案文が合意できましたので、23年度からは「使用料及び賃借料」の予算科目で契約する予定です。	文化財・生涯学習課 県立長野図書館
	(4) 農業クラブ県連研修会へ参加する生徒を引率した教諭3名の資料代金合計5,000円について、立替払い旅行雑費から支出していた。資料代は「需用費」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	指導に基づき是正して対応しています。	須坂園芸高等学校
	(5) 修学旅行の下見のため沖縄県へ出張した教諭が、出張先での移動手段として使用したレンタカーの代金14,600円について、立替払い旅行雑費から支出していた。レンタカー代は「使用料及び賃借料」から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。	今後、修学旅行等の多様な経費がある場合は、経費の内容を精査して、適切な科目から支出します。	軽井沢高等学校
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	平成21年度から校内にある食堂を運営している者に対して、必要な管理経費の徴収は行っていたものの、行政財産目的外使用許可に係る手続が行われていなかった。	平成22年度は、行政財産目的外使用許可に係る手続きを行いました。 今後、関係法令を遵守して慎重かつ厳正に事務処理を行うことを徹底しました。	消防学校

平成22年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	所管課所
補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	公益的法人等への一般職の公務員の派遣に係る人件費 県の業務に関連する公益的法人等（以下「団体」という。）に職員を派遣することについて、当該団体へ派遣職員の給与相当額を補助金として支払うことは法律や条例の予定しているところではないとする判決が平成21年12月に最高裁で確定した。 この判決を受け、県では、派遣形態の見直しを行い、補助金で派遣職員の人件費を負担している団体及び人員は、平成21年度の12団体32名から、平成22年度の9団体28名と減少し、更に平成23年度に向けて引き続き検討していることであるが、速やかに団体支援の方法について具体的な改善策を検討すること。	平成23年度から、派遣職員の給与の県からの直接支給への切り替えや派遣職員の引き揚げにより、平成22年度に補助金で派遣職員の人件費を負担していた9団体すべてについて補助金での人件費負担を取り止めることとしました。	人事課
財産管理事務 1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	物品の管理等 平成21年度の定期監査の結果に関する報告においてデジタルカメラのように長期間使え、所在が不明になりやすいものは10万円未満であっても補助簿等を作成し管理されるよう監査委員の意見を付したところ、研修会等を通じて管理の周知を行ったものの、その様式や方法を具体的に示さず財産管理者の判断に任せたこともあり、補助簿等による管理が進んでいない状況である。 また、リース物品についても備品に準じてリース物品表示票の貼付やリース一覧表を作成し管理するよう意見を付したが同様に進んでいない状況である。 このため、現状を調査して、管理方法の改善を検討すること。	各財産管理者に実態調査を実施し、管理方法の改善を検討した結果、下記のとおり、様式を定め、適正な物品管理を行うよう通知しました。 (1) 10万円未満であっても長期間使え、所在が不明になりやすいものについては、管理簿、使用簿、ラベルにより適正な物品管理を行うこと。 (2) リース物品については、借入物品管理簿、ラベルにより適正な管理を行うこと。	管財課

平成22年度定期監査報告〔企業特別会計〕

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
契約事務 1件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	駒ヶ根病院において随意契約により実施した「駒ヶ根病院B1病棟改修工事」（予定価格4,880,400円）及び「宿日直業務委託」（予定価格：1回当たり8,700円、年488回のため総額4,245,600円）について、請負人選定調書を作成していなかった。	5県立病院及び2介護老人保健施設は、平成22年4月1日に地方独立行政法人へ移行し、長野県病院事業会計は平成21年度をもって終了しました。指導については厳重に受け止めるものです。	県立病院機構連携室（駒ヶ根病院）